

平成 23 年度 特定のり養殖共済の引受速報

～漁業収入安定対策の活用で、共済・積立ふらす共に契約実績が増加！～

平成 22 年漁期ののり養殖は、有明地域で生産が良好であったものの、瀬戸内地域での色落ち被害や東日本大震災による津波被害により、共済実績は 2 年連続で 800 億円を下回る結果となり、兵庫県、宮城県、福島県などに 24 億円の共済金と 15 億円の旧積立ふらす払戻金が支払われ、「ぎょさい」と「積立ふらす」が養殖経営のセーフティネットとしての一翼を担うこととなりました。

平成 23 年度の普及推進は、のり養殖を営む全ての方が漁業収入安定対策を活用し、共済掛金の追加補助を活用して付保率をアップしていただき、加入要件が大幅に緩和された積立ふらすにも加入することにより、不慮の災害に備えていただくことを目標として組織をあげて取り組んで参りました。

漁業収入安定対策を活用するためには、適正養殖可能数量を定めた漁場改善計画を策定し遵守しなければなりません。当該計画の策定・認定にあたり、漁協系統をはじめ行政庁にご尽力頂いた結果、一部の地域を除き、ほぼ全ての地域で漁場改善計画が策定され、漁業収入安定対策を利用できることとなりました。

この結果、特定のり養殖共済の共済金額は 559 億円（前年対比 101%）、積立ふらすの契約件数は 3,273 件（前年対比 165%）となりました。東日本大震災等により養殖が制限されている宮城県及び福島県を除きますと、契約実績は前年から 21 億円増加しており、佐賀県をはじめとして漁業収入安定対策を活用して付保率アップに取り組んだ結果が現れています。

漁期がスタートした直後ですが、有明海地区（福岡県、佐賀県、熊本県）で赤ぐされ病が発生したため、初入札では出荷数量・単価とも昨年と比較して大幅に低下しており、早くも先行きが不安な状況となっています。

共済団体は、全ての漁業者に漁業収入安定対策を利用していただけるよう全力で普及推進に取り組んで参ります。今年度も第 3 四半期が過ぎようとしておりますが、関係各位には引き続き資源管理計画・漁場改善計画の作成をはじめ、漁業収入安定対策の普及推進にご支援・ご協力頂きますようお願いいたします。